平成24年度定時総会議事録

- 1. 開催日時 平成24年5月31日 午後2時~午後3時40分
- 2. 開催場所 岐阜市司町 岐阜会館
- 3. 議決権を有する社員総数(正会員数)
 1,408名
- 4. 議決権を有する出席社員数

789名(本人出席103名、委任状686名) 被委任者の内訳 会長650名、 議長13名、木村裕伸11名、脇本敏雄4名、 狹場芳男2名、大瀧繁巳1名、早野勝1名、松野由文1名、

水谷武1名、三字淑音1名、横井守1名、

5. 出席役員 理事 藤井孝一、水谷武、冨田彰、横井守、山田哲士、大瀧繁巳、 松野由文、河崎良史、河合龍雄、寺倉修、村瀬哲也、入山要、 村瀬泰基、津川文江、森喜彦、伊縫誠一郎、飯沼あい子、 久富賢司、木村裕伸、棚橋幸雄、永田徹雄、堀廣美、古田信弘、 森清、河村彰雄、篠田和雄、長谷川幸生、波多野正士、石田学、 糸魚川豊實、脇本敏雄

監事 早野勝、岩崎幸司

6. 社員総会の成立

髙橋事務局長から上記のとおり、定足数に足りる社員の出席があったので、本社員総会は適法に成立している旨の報告があった。

7. 議長の選任

司会者、松野由文が議長の選任を議場に諮ったところ、議場は執行部の指名に一任したので、司会者は中濃支部所属の正会員(社員)「古田信弘」を議長に指名し、会場にその賛否を諮ったところ、会場は満場一致をもってこれに賛成し、承認可決された。

8. 議事録署名人の選任

議長は、議事録署名人の選任を議場に諮ったところ、議長の指名に一任したので、 議長は正会員(社員)で岐阜支部所属「村瀬哲也」及び、西濃支部所属「久富賢司」 の2名を議事録署名人に指名し、その賛否を会場に諮ったところ、会場は満場一致を もってこれに賛成し、承認可決された。

9. 議事の経過の要領及び結果

正会員(社員) 古田信弘が議長となり開会を宣し、議事に入った。

第1号議案 平成23年度事業報告及び収支決算承認の件

髙橋事務局長より、別紙「平成23年度事業報告及び収支決算」の説明があり、続いて「早野勝」監事より監査報告があった後、議長は、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって賛成し、原案のとおり承認可決された。

第2号議案 平成24年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件

髙橋事務局長より、別紙「平成24年度事業計画(案)及び収支予算(案)」の説明があった後、議長は、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって賛成し、原案のとおり承認可決された。

第3号議案 任期満了による役員選任の件

議長は、平成22年5月21日開催の定時総会で選任された役員全員の任期が平成24年5月23日に満了しているので、定款第12条の規定により、会長1名・副会長4名以内・理事(会長、副会長、専務理事を含む)35名以上45名以内、監事2名、評議員20名以上30名以内の選任を必要とする旨を述べた後、役員候補者選考規程第2条の規定により、選考委員会代表から選考結果の発表を行うよう求めた。

そこで、選考委員会を代表して森喜彦から、最初に会長1名について、次の者を候補者として推薦する旨の発表があった。

会 長 各務原支部 藤井孝一

議長は、この承認の可否を議場に諮ったところ、賛成多数をもってこれを承認し、 この選任が確定した。

次に、森喜彦は、副会長4名以内、監事2名について、次の者を候補者として推薦 する旨の発表があった。

副会長 岐阜支部 冨田彰

岐阜支部 横井守

西濃支部 安田政之

飛騨支部 脇本敏雄

監 事 岐阜支部 岩崎幸司

西濃支部 水谷武

議長は、上記のとおりの選任の可否を議場に諮ったところ、賛成多数をもってこれ を承認し、この選任が確定した。

次に、森喜彦は、会長、副会長を除く理事(専務理事を含む)39名及び評議員28名を別紙「平成24・25年度役員[理事・評議員]候補者名簿(案)」記載のとおり推薦する旨発表があった。

議長は、この名簿に登載された者を理事及び評議員にすることについて、この可否を議場に諮ったところ、賛成多数をもってこれを承認し、この選任が確定した。

議長は、第4号議案から第6号議案までは関連しているため一括上程の上審議したい旨を述べ議場に諮ったところ、満場一致をもって賛成したので、第4号議案から第6号議案を一括上程した。

第4号議案 定款変更承認の件

髙橋事務局長より、当法人定款を、公益社団法人への移行登記を停止条件として、別紙「公益社団法人岐阜県建築士会定款(案)」のとおり変更したい旨の提案と説明があった。なお、「附則3」については、次の第5号議案及び第6号議案の役員選任と関連するため保留とする旨説明があった。

あわせて、議長は、別紙「公益社団法人岐阜県建築士会定款(案)」の趣旨に反しない範囲の変更については、会長に変更の権限を委任することの承認を求めた。

第5号議案 公益社団法人岐阜県建築士会への移行に伴う役員選任の件

選考委員会代表の森喜彦より、当法人の理事および監事の全員から、公益社団法人への移行登記を停止条件とする辞任届がなされることを前提に、公益社団法人への移行登記を停止条件として次のとおり選任したい旨説明をした。

会長 各務原支部 藤井孝一

副会長 岐阜支部 冨田彰

岐阜支部 横井守

西濃支部 安田政之

飛騨支部 脇本敏雄

監事 岐阜支部 岩崎幸司

西濃支部 水谷武

会長及び、副会長を除く理事については、別紙「公益社団法人役員就任予定者名簿(案)」の「理事(その他理事予定者)」欄に登載された20名

第6号議案 公益社団法人岐阜県建築士会定款(案)「附則3」承認の件 髙橋事務局長より、公益社団法人岐阜県建築士会定款(案)「附則3」に記載する代 表理事及び執行理事を次の者としたい旨の説明があった。

会長 藤井孝一

執行理事 冨田彰、横井守、安田政之、脇本敏雄、髙橋秀一、松野由文、 木村裕伸、永田徹雄、鈴木数広、篠田和雄、波多野正士、 三宅淑音、狹場芳男

議長は、第4号議案から第6号議案につき一括して質疑を求めたところ質疑はなかった。そこで、議長は各議案につき採決する旨述べ採決に入った。

議長は、第4号議案 定款変更承認の件について議場に諮ったところ、満場一致を もって賛成し、別紙「公益社団法人岐阜県建築士会定款(案)」につき「附則3」を除 き原案のとおり承認可決された。

続いて、議長は第5号議案 公益社団法人岐阜県建築士会への移行後の役員選任の件について議場に諮ったところ、満場一致をもって原案に賛成し、この選任が確定した。

続いて、議長は第6号議案 公益社団法人岐阜県建築士会定款(案)「附則3」承認の件について議場に諮ったところ、満場一致をもって賛成し、原案のとおり承認可決された。

ここで議長は、当法人定款の全部につき、公益社団法人への移行登記を停止条件として、別紙「公益社団法人岐阜県建築士会定款(案)」のとおり変更することに確定した旨を宣した。

第7号議案 その他の件

議長は、事務局及び議場にその他を求めたがなかった。

以上をもって、本日の議事が終了したので、議長は閉会を宣した。

以上の決議を明確にするため、本議事録を作成し、定款25条第2項により、議長及 び議事録署名人が次に記名押印する。

平成24年5月31日

社団法人 岐阜県建築士会

議 長

議事録署名人

議事録署名人